

新潟市移住支援金交付要綱

令和元年6月11日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市移住支援金（以下「移住支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この移住支援金は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として、予算の範囲内において移住支援金申請者に対し交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟県移住・就業支援事業 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第1で規定する新潟県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）をいう。
- (2) 移住支援事業 県要領第4の1（1）で規定する移住支援事業をいう。
- (3) マッチング支援事業 県要領第4の1（2）で規定するマッチング支援事業をいう。
- (4) 起業支援事業 県要領第4の2で規定する起業支援事業をいう。

(移住支援金申請者の要件)

第4条 移住支援金を申請できる者は、申請時において第1号及び第2号の要件を満たす者のうち、第3号から第6号のいずれかの要件を満たす就業又は起業をした者とする。

- (1) 次条の要件
- (2) 第6条の要件
- (3) 第7条の要件
- (4) 第8条の要件
- (5) 第9条の要件
- (6) 第10条の要件

2 第12条の方法により、2人以上の世帯の場合にあつては100万円、単身の場合にあつては60万円の移住支援金を移住支援金申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第11条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(移住元に関する要件)

第5条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

(1) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(2) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(3) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（本市に関する要件）

第6条 第4条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

(1) 本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。

(2) 国から新潟県への新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後に、本市に転入したこと。

(3) 移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

(4) 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 市税を完納していること（申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。）。

(8) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。

(9) その他本市及び新潟県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（就業に関する要件）

第7条 第4条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件いずれかに該当するものとする。

(1) 一般の場合は、次に掲げる事項すべてに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること。

オ イの求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 専門人材の場合は、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したもののうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域または東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(起業に関する要件)

第8条 第4条第1項第4号の要件を満たす者は、県要領第6に定める起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(テレワークに関する要件)

第9条 第4条第1項第5号の要件を満たす者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(3) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(関係人口に関する要件)

第10条 第4条第1項第6号の要件を満たす者は、本市に住民票を異動する前に、本市や本市の地域の人々と関りを有する者(関係人口)であり、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(1) 農林水産業に就業していること。

(2) 家業等へ就業していること。

(2人以上の世帯)

第11条 移住支援金申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。

(1) 本市に転入する前の居住地において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金の申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3) 国から新潟県への新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業に係る交付金の交付決定がされた後に、本市に転入したこと。

(4) 支給申請時において転入後1年以内であること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の申請)

第12条 移住支援金申請者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式1)及び本人確認書類を本市に提出する。この場合において、次の各号の要件に該当することを証する書類を本市に提出する。

(1) 第5条の要件

(2) 第6条の要件

(3) 第7条から第10条のいずれかの要件(様式2-1～様式2-5)

(4) 2人以上の世帯の場合にあっては第11条の要件

(移住支援金の支給方法)

第13条 第12条の申請が第5条から第11条までに規定する要件に該当すると認めるときは、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式3)を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(移住支援金の全額返還)

第14条 本市は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

(3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(移住支援金の半額返還)

第15条 本市は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(1) 上記第9条の要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合

(2) 上記第10条の要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合

(3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(移住支援金の支給・返還に係る情報提供)

第16条 本市は、第12条の申請があったときは、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。

(他の補助金との併給の禁止)

第17条 新潟市移住促進特別支援金交付要綱第9条に基づく特別支援金及び新潟市子育て世帯移住・就業等支援金交付要綱第13条に基づく子育て支援金の交付を受けた者は、移住支援金の交付を受けることができないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月6日から施行する。ただし、施行後の新潟市移住支援金交付要綱第5条は、この要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。ただし、この要綱は、要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。ただし、この要綱は、要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。ただし、この要綱は、要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、この要綱は、要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。